

診療報酬調査専門組織運営要綱

(所掌事務)

第1条 診療報酬調査専門組織は、診療報酬体系の見直しに係る技術的課題に関し、次の各号に掲げる事項等について、専門的な調査及び検討を行う。

- 1 DPC導入の評価及び影響の検証等
- 2 慢性期入院医療の包括評価
- 3 医療機関のコスト
- 4 医療技術の評価
- 5 手術成績に影響すると考えられる諸因子等
- 6 その他の技術的課題

(組織)

第2条 診療報酬調査専門組織は、診療報酬体系の見直しに係る技術的課題に関し意見を述べる委員70名以内により構成する。

- 2 委員には保険医療専門審査員をもって充てる。

(分科会の設置等)

第3条 診療報酬調査専門組織には、診療報酬体系の見直しに係る技術的課題に関し、専門的な調査又は検討を行うため、第1条に定める事項について分科会を設置する。

- 2 分科会長は、その分科会を構成する委員の中から互選により選出する。
- 3 分科会長は、分科会の事務を総理し、分科会を代表する。
- 4 分科会長に事故があるときは、その分科会を構成する委員のうち分科会長が指名する委員がその職務を代行する。

(定足数)

第4条 分科会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開き、意見の確認を行うことができない。ただし、第5条に規定する意見書の提出があった委員は出席したものとみなす。

(欠席委員の意見提出)

第5条 委員は、やむを得ない理由により出席できない場合は、当該議題について予め意見書を提出することができる。

(開催)

第6条 分科会は、必要に応じて開催するものとする。

(審議の公開)

第7条 分科会の審議は公開とする。ただし、分科会長が必要と認めるときは、審議を非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 診療報酬調査専門組織の庶務は保険局医療課において処理する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、分科会の議事運営に必要な事項は分科会長が各分科会に諮って定める。

附 則

この要綱は平成15年7月1日から施行する。

附 則 (所掌事務の追加及び委員の増員の一部施行)

この要綱は平成18年7月1日から施行する。

中央社会保険医療協議会等の概念図

中央社会保険医療協議会

- 設置規程
社会保険医療協議会法第1条
国家行政組織法第8条
- 所掌事務
診療報酬に関する事項・「保険医療機関及び保険医療費担当規則」に関する事項・新たな新薬や医療用具の保険適用に関する事項等について、厚生労働大臣の諮問に応じ、審議、答申するほか、自ら建議を行う。

- 報告
[専門部会]
- 保険医療材料専門部会
 - ・ 設置規程
中央社会保険医療協議会議事規則第14条
 - ・ 所掌事務
保険医療材料制度改革等にかかる専門的事項を調査審議する。
 - 薬価専門部会
 - ・ 設置規程
中央社会保険医療協議会議事規則第14条
 - ・ 所掌事務
薬価制度改革等にかかる専門的事項を調査審議する。

- 報告
[小委員会]
- 診療報酬基本問題小委員会
 - ・ 設置規程
中央社会保険医療協議会議事規則第15条
 - ・ 所掌事務
中央社会保険医療協議会の所掌事務のうち、基本的な問題について、あらかじめ意見調整を行う。
 - 調査実施小委員会
 - ・ 設置規程
中央社会保険医療協議会議事規則第15条
 - ・ 所掌事務
医療経済実態調査について、あらかじめ意見調整を行う。

- 報告
[検証部会]
- 診療報酬改定結果検証部会
 - ・ 設置規程
中央社会保険医療協議会議事規則第14条
 - ・ 所掌事務
診療報酬改定の結果の検証を行い、その後の診療報酬改定に係る議論に繋げる。

〔保険医療材料専門組織〕

- 設置規程
中央社会保険医療協議会了解事項
- 所掌事務
特定保険医療材料の保険適用の過程における厚生労働省の行う類似機能の選定及び有用性の認定の関与、厚生労働省の作成する決定案に不服のある製造業者等からの意見聴取等

〔薬価算定組織〕

- 設置規程
- 所掌事務
薬価の算定の過程における厚生労働省の行う類似薬の選定及び有用性の認定への関与、厚生労働省の作成する算定案に不服のある製造業者等からの意見聴取等

〔高度先進医療専門家会議〕

- 設置規程
中央社会保険医療協議会了解事項
- 所掌事務
特定承認保険医療機関が行う高度先進医療に関する調査

〔診療報酬調査専門組織〕

- 設置規程
中央社会保険医療協議会了解事項
- 所管事務
診療報酬体系の見直しに係る技術的課題に関する調査、検討等

報告

報告

②